

「新たな主観的指標の活用のための調査・研究及び指標素案策定業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年（2023 年）10 月 10 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
まちづくり政策局政策企画部企画課企画係 電話（011）211-2192

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

新たな主観的指標の活用のための調査・研究及び指標素案策定業務

(2) 業務内容

札幌市の人口はこれまで一貫して増加傾向にあったが、住民基本台帳に基づく令和 4 年（2022 年）1 月 1 日時点の人口は、政令指定都市への移行後初めて減少に転じており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり先行きを見通すことができないが、長期的には更なる人口減少が見込まれる。

札幌市における令和 3 年（2021 年）の合計特殊出生率は 1.08 と全国的に見ても低く、市民の希望出生率とかい離がある上、20 歳代の若年層の道外への転出超過傾向も続いている。

このような状況を改善するため、これまでの合計特殊出生率のような客観的指標だけでなく、まちへの満足度、幸福度、Well-being などの市民の実感といった主観的指標からもアプローチし、本市の抱える課題を浮き彫りにし、合計特殊出生率の上昇や 20 歳代の若年層の道外への転出超過を解消させるための効果的な施策の打ち出しを行いたい。

そのために、主観的指標に関して他自治体等について調査・研究し、本市ならではの指標素案を策定するために本市市民へのアンケート調査を行い、これらを踏まえた指標素案を作ること、今後の指標の検討・策定に活用する基礎資料を作成するもので、詳細は業務仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

3 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（１）～（５）を満たす必要があることに注意すること。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

4 参加意向申出書等の提出方法等

(1) 提出方法

郵送又は持参

(2) 提出期間

令和 5 年 10 月 10 日（火）～令和 5 年 10 月 18 日（水）17 時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。最終日を除き、受付時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。

(3) 提出先

上記 1 のとおり。

5 提案説明書の交付方法

令和 5 年 10 月 10 日（火）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

(1) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 提案説明書に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、提案説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 本プロポーザルに係る一切の経費は、参加者及び提案者の負担とする。

(3) 提出期限後の提出書類の訂正・追加・再提出は認めない。

(4) 詳細は提案説明書による。